

令和4年度　さいたま市立大宮北中学校生活のきまり

<このきまりは、学校生活において、安全面や健康面を考えたものであり、以下のように定める。>

1. 登下校

- (1) 登下校は徒歩で行う。交通ルールを守り、安全に登下校する。（信号や踏切を守る。）
- (2) 8：30には教室に入っているようにする。8：35のチャイムの鳴り終わりまでに着席していない場合は遅刻とする。ただし、踏切での遅れは、原則遅刻にならないので、絶対に遮断機をくぐる等の危険行為をしない。
- (3) 登校時は標準服を着用し、ジャージ等での登校は不可とする。
ただし、学校行事等、学校側で指示した場合はこの限りではない。また、今年度は、感染症対策として、当面ジャージ等での登校を認める場合がある。

2. 服装

- (1) 校内では標準服の左胸に名札をつける。
- (2) 標準服の下に必ずワイシャツを着用する。袖のボタンはきちんと締める。裾を出さないこと。
- (3) ズボンはベルトをきちんと締めること。ベルトの色は黒色等で飾りのないものとする。スカートは、丈をつめたり、折ったりしない。
- (4) ワイシャツの下には、体育着や白のTシャツ（外からは見えないサイズのものとし、生徒手帳でかくれる程度のワンポイントまで可）を着用する。体育着の下にインナーの着用も可とする。着用する場合は、外からみえないようする。
- (5) 夏期は、標準服の上着を持参しなくてよい。ワイシャツの上に指定のベストを着てもよい。校内ではワイシャツやベストの左胸に名札をつける。
- (6) 授業時は標準服か体育着、ジャージで授業を受ける。（ただし、先生の指示がある場合はそれに従う。）
- (7) 体育着の上着は、ハーフパンツやジャージズボンの中に入れる。
- (8) 儀式の際は、全員で服装を統一する。
＊儀式的行事は入学式、始業式、終業式、卒業式、修了式、離任式等とする。
- (9) 朝礼は原則、標準服とする。
- (10) ズボンやスカートの下にジャージを着用しないこと。

3. はきもの

- (1) 登下校時は運動靴を履く。体育時の様々な運動に適したもの、という考え方からハイカットや靴底が平らなものは履かないこと。
- (2) 校舎内では、学校指定の上履き（体育館履き兼用）を履く。ただし、同好会活動時はこの限りではない。
- (3) 上履きの色は学年カラーに限る。（令和4年度 1年—青 2年—緑 3年—赤）
- (4) 上履き（かかと部分）には、名前を記入する。

4. かばん

- (1) 通学用リュックを使用する。通学用リュックは黒・紺・灰色・深緑を基調としたものとする。
取り違えを防ぐために、キーホルダー等を目印程度に付けてもよい。
登下校時の安全のため、反射材、懐中電灯、防犯ブザー等を推奨する。
- (2) 通学用リュック以外に、バックを必要とするときは持参してもよい。

5. 頭髪

- (1) 目・標準服の肩にかかるないように切るか、結ぶ。横の髪は耳の前にかかるないように結ぶか、ヘアピンでとめる。
- (2) ヘアピン（アメリカピン、スリーピン）、ヘアゴムは黒色等で飾りのないものとする。
- (3) 特異な髪型（染毛、つけ毛など）は禁止する。
- (4) 整髪料等をつけることは禁止する。
- (5) 眉をそったり、化粧をしたりすることは禁止する。

6. 靴下

- (1) 白・黒・紺色のソックスまたはハイソックスに限る。（ただし、儀式的な行事は白色の靴下に限る）
安全のため、くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
- (2) 華美なものは禁止とし、原則ワンポイントとする。
- (3) 冬期、防寒のためのタイツ等を使用する際は、黒色のものを使用する。

7. セーター等

- (1) セーターやベスト（カーディガンは不可）は標準服やジャージの下に着る。
- (2) ワンポイントまでとし、色は紺・黒・白・灰色とする。
- (3) 襟の形はV字型か、丸首とする。
- (4) 袖や裾が上着からであるような着方をしない。暑い場合は、上着ではなく、中のセーター類を脱いで調節をする。

8. コート、ネックウォーマー、マフラー、手袋

- (1) コート、ウィンドブレーカーの着用を認める。同好会でそろえて購入したものでもよい。またダウンコートの着用を認めるが、あくまでも寒さ対策とし、ファー等がないものとする。
- (2) マフラー、ネックウォーマー、手袋を使用してもよい。ただし、派手なものは不可とする。安全面で適したもの、という考え方から、マフラーの長さが極端に長いものは不可とする。
- (3) コート等は、登校後、バッグやロッカーにしまうこと。

9. 清掃

- (1) 清掃は、体育着・ジャージで行う。
- (2) 一番上にジャージを着用していれば、中にワイシャツやセーター類を着たままでもよい。ワイシャツの裾はきちんとズボンの中に入れる。

10. 水筒等

- (1) 水筒の中身は、水、茶、スポーツドリンクとする。
- (2) 容器は、水筒または安全性が高い容器を使用する。（ペットボトルは不可とする）
- (3) 休み時間や同好会活動等の認められている時間や場所にて飲用する。また、使用しないときは鞄、ロッカーに入れる。

11. 所持品等

- (1) 授業に不必要的ものは持つてこない。
- (2) 無香料であればハンドクリーム、制汗ボディーシート、日焼け止めを使用してもよい。
- (3) 健康上の理由から、座布団等を椅子に着用してもよい。ただし、清掃時には邪魔にならないようにしまう。
- (4) アクセサリーなどを身につけることは禁止する。
- (5) 集金日以外は金銭を持ってこない。

12. 諸届・その他

- (1) 欠席・遅刻・早退などをすると、保護者の責任のもと、必ず届け出る。生徒手帳の諸届欄に欠席・遅刻・早退する理由を書き、担任に届け出るか、学校安心メールのアンケート機能を使い、8：25までに届け出ること。
- (2) 弁当を持参した場合は、同好会活動ごとに指定された教室（場所）で食べる。それ以外の場所で食べることは不可。また後片づけをきちんとする。昼食を買いに出ることは認めない。